



● **令和6年10月1日以降に妊娠届を提出した方は都内の助産所でも都内共通妊婦健康診査受診票の一部が使えるようになりました。**

妊婦健康診査受診票交付日（＝母子健康手帳交付日）以降に国内の契約外医療機関等（助産所を含む）で妊婦健康診査を受診した妊婦の方に、健診費用の一部を助成します。また、里帰り出産等により契約医療機関以外で新生児聴覚検査を受けられ、受診票を使用できなかった場合、実費に応じて費用の一部を助成します。

＊ 税務署へ確定申告における医療費控除申請をされる方は、先にこちらの健診費用助成の申請を済ませてください。なお、申請から助成決定まで1か月前後かかりますのでご注意ください。

【妊婦健康診査の助成対象者】（以下のすべてに該当する方）

- ① 妊婦健康診査の受診日現在、文京区に住民登録のある方。他区市町村から文京区に転入された方は、転入日以降の妊婦健康診査が対象です。
- ② 国内の契約外医療機関等（都外医療機関など、妊婦健康診査受診票を使用できない医療機関や助産所）で妊婦健康診査を受診した方。国外での妊婦健康診査は対象外です。
- ③ 妊婦健康診査受診票が未使用のまま残っている方。
- ④ 出産日から1年以内の方。

【新生児聴覚検査の助成対象者】（以下のすべてに該当する方）

- ① 検査日現在、文京区に住民登録のある方。
- ② 契約医療機関以外の国内受診機関（都外医療機関など、新生児聴覚検査受診票を使用できない医療機関）で受診していること。国外での受診は対象外です。
- ③ 生後50日に達する日までに実施する初回検査（自動聴性脳幹反応検査または耳音響放射検査）であること。
- ④ 新生児聴覚検査受診票が未使用のまま残っている方。
- ⑤ 検査日から1年以内の方。

【妊婦健康診査の助成内容】

契約外医療機関または助産所に支払った妊婦健康診査費用のうち、受診票記載の項目を受診した場合、次のとおり公費負担額に上限額を設け助成します。

	R5 年度受診分	R6 年度受診分	R7 年度受診分
妊婦健診 1 回目※	10,880 円	10,980 円	11,280 円
妊婦健診 2 回目以降	5,090 円	5,140 円	5,280 円
経腹超音波検査※	5,300 円	5,300 円	5,300 円
妊婦子宮頸がん検診	3,400 円	3,400 円	3,400 円

＊ 健康保険での受診分は対象となりません。

※ 妊婦健診 1 回目と経腹超音波検査は、医師の「診断」を求めるため医療機関での実施とし、助産所での実施については助成の対象となりません。

【新生児聴覚検査の助成内容】

次のとおり、実費に応じて、公費負担額に上限額を設け助成します。

新生児聴覚検査	1 回（対象児 1 人につき）	3, 0 0 0 円
---------	-----------------	------------

【必要書類】

- ① 里帰り出産等妊婦健康診査費助成申請書兼請求書

（区役所窓口にあります。また、文京区のホームページからもダウンロード出来ます。）

- ② 印鑑（朱肉を使うもの）

- ③ 契約外医療機関等（助産所を含む）または助産所で妊婦健康診査を受診した時の領収書
（写しでも可）

契約外医療機関で新生児聴覚検査を受診した時の領収書（写しでも可）

- ④ 未使用の妊婦健康診査受診票等（未使用分は捨てずに必ず保管しておいてください）
未使用の新生児聴覚検査受診票（未使用分は捨てずに必ず保管しておいてください）

- ⑤ 母子健康手帳表紙の写し

契約外医療機関または助産所での妊婦健康診査受診記録がわかる母子健康手帳記載部分の写し

契約外医療機関での新生児聴覚検査の記録がわかる母子健康手帳記載部分の写し

◆◆転出予定の方以外、なるべく出産後まとめたの申請をお願いします◆◆

申請受付・お問い合わせ

文京区保健衛生部健康推進課健康増進係（シビックセンター8階） TEL 5803-1961